

板倉区における予約型コミュニティバス運行業務 スケジュール表

項目／実施時期	R6.11月			R6.12月			R7.1月			2月			3月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下							
《上越市が行う事務》																						
①活性化協議会での協議				●運行概要協議						●運行計画案策定												
②懇話会、事業関係者との協議・調整	●(懇話会)運行概要協議						●事業者、運輸支局、懇話会															
③仕様書の策定	●確定																					
④業務実施事業者の選定				★事業者決定																		
⑤運行計画の詳細を協議				↑企画書提出						周知・地域説明												
⑥見積額の精査(予定価格の決定)				↑企画書提出						周知・地域説明												
⑦事業の周知				↑企画書提出						周知・地域説明												
⑧運行計画の見直し(検討)				↑企画書提出						周知・地域説明												
⑨試験運行の評価検証				↑企画書提出						周知・地域説明												
																本格運行に向けた検討に反映させるほか、必要に応じ試験運行にも反映						
																板倉区予約型コミュニティバス 運行事業の評価検証						
《事業受託者が行う事務》																						
①運行計画等の作成				↑企画書提出																		
②審査委員会での説明				↑企画書提出																		
③運行計画の詳細を協議				↑企画書提出																		
④見積額の精査(契約額の内定)				↑企画書提出																		
⑤事業認可手続き				↑企画書提出																		
⑥車両関係準備				↑企画書提出																		
⑦運行業務受託				↑企画書提出																		
																板倉区予約型コミュニティバス運行の 実施						